

地方公務員給与費に係る地方交付税の一方向的な削減に関する意見書

本年1月、平成25年度地方財政対策についての総務大臣・財務大臣合意及び国の予算の取りまとめが行われた。この中で、地方の一般財源総額については、平成24年度と同水準となる59.8兆円が確保され、また、防災・減災事業、地域活性化等の緊急課題に対するための事業費が計上された点等は、評価するものである。

しかしながら、この10年余りの地方行財政改革の努力を適切に評価することなく、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求め、それを前提にして地方交付税を減額したことは、財政力の弱い地方公共団体に大きな影響を与えるものである。また、地域経済の再生なくして日本経済の再生はないという国と地方の共通認識からも問題がある。

そもそも地方公務員の給与は、地方自治法に基づき、地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものである。

よって、国におかれては、地方の自主性を尊重するとともに、地方と十分な協議を経ないまま、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方向的に削減する今回の措置をとることのないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 武石利彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
地方分権改革担当大臣

} 様